

第77回

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ボールルーム

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項：

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

目次

第77回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	33

(証券コード8043)
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼン株式会社
代表取締役社長 中津濱 健

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、2頁に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階 ボールルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第77期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 監査役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

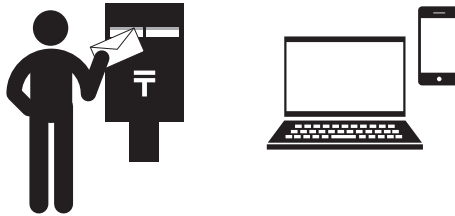
3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の
うえ、下記の議決権行使サイトにアクセスしていただき画面の案内に従っ
て平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入
力ください。

議決権行使サイト <http://www.it-soukai.com>

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.starzen.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ・事業報告の株式会社の支配に関する事項
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.starzen.co.jp/>) において掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内（ご出席願えない場合）



書面による議決権行使

インターネットによる
議決権行使

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成28年6月28日（火曜日）午後5時までとなっております。同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である「みずほ信託銀行 証券代行部」（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9：00～17：00）

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済対策や金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢の改善、訪日外国人によるインバウンド消費の拡大が進むなど緩やかな回復基調が継続したものの、年明け以降、中国などの新興国経済の減速や原油安の進行から世界的な株安となり、個人消費が弱含み、先行き不透明な状態となりました。

食肉業界では、国産牛肉は出荷量が減少し、市況は前年を上回りました。国産豚肉は出荷量は前年並みでしたが、市況は前年を下回りました。国産鶏肉は出荷量は前年並みであり、市況は年明け以降低下傾向に転じましたが通期では前年を上回りました。輸入牛肉は出荷量が前年並みで、市況は前年を上回りました。輸入豚肉と輸入鶏肉は出荷量が前年を上回りましたが、市況は輸入豚肉が前年を下回り、輸入鶏肉は前年並みで推移しました。

このような状況の中、当社グループは深耕拡売を強化するとともに、新規取引先へ食肉及び食肉加工品の販売に注力した結果、売上高は増加となりました。収益面については、輸入食肉の一部で大幅な相場下落による影響がありましたが、加工食品、国産食肉の拡売により全体として増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,034億2百万円（前期比7.4%増）、営業利益は39億14百万円（前期比1.7%増）、経常利益は55億61百万円（前期比19.3%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては37億96百万円（前期比34.0%増）となりました。

事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

<食肉関連事業>

食肉関連事業は、牛の出回り頭数減少、世界的な食肉需要の増加や円安等による影響から国内における食肉相場の高値推移が続く中、当社グループは、安定した供給体制の下で販売を行った結果、売上高は3,003億41百万円（前期比7.5%増）となりました。

また、部門別の業績は次のとおりであります。

(食肉)

国産牛肉は、出回り頭数の減少により相場が高値で推移しましたが、量販店や外食への積

極的な販売を行った結果、売上高は前年を上回りました。

国産豚肉は、豚流行性下痢症候群（PED）の影響がおさまり出回り頭数が回復したことや、輸入豚肉相場の下落等から、相場は下落傾向となりましたが、安定的な集荷・生産体制の下で販売拡大を進めた結果、売上高は前年を上回りました。

国産鶏肉は、価格優位性により量販店等からの引き合いが強く、売上高は前年を上回りました。

輸入牛肉は、輸入量が前年を下回ったものの、総じて相場が高値で推移した結果、売上高は前年を上回りました。

輸入豚肉は、輸入量が前年並みとなり、相場が前年を下回ったことから、売上高は前年を下回りました。

輸入鶏肉は、割安感から、加工原料としての高い需要により、売上高は前年を上回りました。

これらの結果、食肉部門の売上高は2,476億63百万円（前期比7.4%増）となりました。
(加工食品)

加工食品は、ローストビーフ、ローストポーク、ハンバーグを中心に量販店、外食、コンビニエンスストアへの販売拡大を進めた結果、売上高は前年を上回り、379億10百万円（前期比7.6%増）となりました。

(ハム・ソーセージ)

ハム・ソーセージは、協力工場への委託により生産量、販売量の拡大を進めた結果、売上高は前年を上回り、130億30百万円（前期比10.6%増）となりました。

(その他)

その他の取扱品につきましては、売上高は17億37百万円（前期比4.8%減）となりました。

<その他の事業>

その他の事業につきましては、売上高は30億61百万円（前期比0.1%増）となりました。

事業部門別売上高

区 分	第76期 (前連結会計年度)		第77期 (当連結会計年度)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
食 肉 関 連 事 業	279,517百万円	98.9%	300,341百万円	99.0%
食 肉	230,678	81.6	247,663	81.6
加 工 食 品	35,229	12.5	37,910	12.5
ハム・ソーセージ	11,785	4.2	13,030	4.3
そ の 他	1,823	0.6	1,737	0.6
そ の 他 の 事 業	3,058	1.1	3,061	1.0
合 計	282,575	100.0	303,402	100.0

(2) 対処すべき課題

国内環境は、少子化・高齢化が進み、食肉の需要は微増で推移する見通しです。また、食肉の消費形態は、家庭内の調理が減少し、惣菜や加工食品を購入して消費する形態にシフトすることが予想されます。

一方、海外では、アジアを中心に食肉の需要が一層高まっており、今後食肉の消費は世界的に増加することが予想されます。

このような環境下、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

①食肉加工機能の強化

家族構成の変化や高齢化の進行等から、調理に手間のかからない加工度の高い商品の需要が高まっております。当社は、従来の食肉の販売に加えて、お客様の様々なニーズにお応えするため、加工機能を強化、拡充して小売、業務用、外食等のチャネルへの販売を強化してまいります。

②食肉の調達機能の強化

国産食肉の安定供給を図るため、国内生産基盤との提携・協力関係を強めてまいります。特に、国産牛の生産頭数が近年減少を続けるなか、当社は生産者との連携を一層強化して商品調達を進めてまいります。また、日豪EPA（経済連携協定）発効や、TPP（環太平洋経済連携協定）の発効によって、輸入食肉の需要は一層強まることが予想されますので、輸入食肉の調達基盤も

強化してまいります。

③安全・安心に対する取り組み

当社グループは、『SQF』（世界的に認められた食品の安全性と品質を確保する国際規格）の導入を進め、平成28年3月末時点で54箇所が認証を受けております。今後も、安全・安心な商品をお客様にお届けするよう、取り組みを進めてまいります。

株主の皆様には、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は21億9百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

スターゼン(株)	千葉工場製造設備改修	1億52百万円
スターゼンミートプロセッサー(株)	加世田工場製造設備他	1億 4百万円
スターゼン販売(株)	関西プロセスセンター製造設備他	1億54百万円
ローマイヤ(株)	工場増築及び製造設備改修他	7億36百万円
(株)システム・サービス・センター	サーバー等システム関連投資他	2億 1百万円
スターゼン東京物流センター(株)	冷凍設備改修工事他	2億92百万円

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、設備投資等所要資金を自己資金等により賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成27年11月26日、食品の検査機能を強化し機動的に運営するため、(株)東京食肉安全検査センターの全株式を取得し、平成28年2月1日付で同社を吸収合併いたしました。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (平成24.4.1～ 平成25.3.31)	第75期 (平成25.4.1～ 平成26.3.31)	第76期 (平成26.4.1～ 平成27.3.31)	第77期 (当連結会計年度) (平成27.4.1～ 平成28.3.31)
売 上 高 (百 万 円)	254,124	256,581	282,575	303,402
経 常 利 益 (百 万 円)	2,158	2,641	4,663	5,561
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百 万 円)	861	1,748	2,833	3,796
1株当たり当期純利益金額 (円)	110.27	218.75	353.75	472.51
総 資 産 (百 万 円)	94,848	93,777	111,906	104,446
純 資 産 (百 万 円)	28,333	29,465	32,829	34,914
連 結 子 会 社 数	28社	23社	24社	20社
持 分 法 適 用 会 社 数	7社	6社	7社	7社

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (平成24.4.1～ 平成25.3.31)	第75期 (平成25.4.1～ 平成26.3.31)	第76期 (平成26.4.1～ 平成27.3.31)	第77期 (当期) (平成27.4.1～ 平成28.3.31)
売 上 高 (百 万 円)	17,695	19,587	19,120	20,075
経 常 利 益 (百 万 円)	2,021	2,104	1,828	2,951
当 期 純 利 益 (百 万 円)	1,066	1,214	884	584
1株当たり当期純利益金額 (円)	136.42	151.89	110.49	72.69
総 資 産 (百 万 円)	62,640	62,549	76,826	68,231
純 資 産 (百 万 円)	27,721	28,546	29,437	29,350

(注) 1 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2 平成27年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第74期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ス タ ー ゼ ン 販 売 株 式 会 社	100 <small>百万円</small>	100 %	食肉・食品の販売
株 式 会 社 ゼ ン チ ャ 販 売	100	100	食肉・食品の販売
ス タ ー ゼ ン イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル 株 式 会 社	100	100	食肉及び畜産物の輸出入、販売
ス タ ー ゼ ン ミ ー ト プ ロ セ ッ サ ー 株 式 会 社	100	100	食肉の加工・販売
ロ ー マ イ ヤ 株 式 会 社	100	100	ハム・ソーセージの製造、販売
株 式 会 社 青 木 食 品	100	97.4	麺類の製造、販売
ス タ ー ゼ ン 東 京 物 流 セ ン タ ー 株 式 会 社	100	100	冷蔵・冷凍倉庫業、不動産の賃貸及び管理
サ ン エ フ 株 式 会 社	71	100	貨物運送
株 式 会 社 丸 全	60	100	食肉の販売
株 式 会 社 キ ン グ 食 品	56	100	食品製造、販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社10社を含め20社であり、持分法適用会社は7社であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
食 肉 関 連 事 業	・豚の生産・飼育、食肉の処理、加工及び食肉の輸出入・販売 ・加工食品 (ハンバーグ、ローストビーフ他) の製造・販売 ・ハム・ソーセージの製造・販売
そ の 他 の 事 業	・運送業、倉庫業、麺類製造・販売

(12) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

当 社	本 社 工 場	東京都港区港南二丁目5番7号 千葉、松尾 (以上 山武市)
スターゼン販売株式会社	本 業 社 営 業 部	東京都港区港南五丁目1番30号 関東営業部、広域営業統括部、フードサービス統括部 (以上 東京都港区)、北海道・東北営業部 (郡山市)、中京・近畿営業部 (伊丹市)、九州営業部 (福岡県糟屋郡須恵町)
	営業センター	昭島 (昭島市)、千葉 (千葉市)、横浜 (横浜市)、湘南 (綾瀬市)、伊丹 (伊丹市)、福岡 (福岡県糟屋郡須恵町)
	営 業 所	札幌 (札幌市)、函館 (北斗市)、青森 (青森市)、秋田 (秋田市)、仙台 (仙台市)、花巻 (花巻市)、山形 (山形県東村山郡中山町)、郡山 (郡山市)、いわき (いわき市)、宇都宮 (鹿沼市)、群馬 (伊勢崎市)、新潟 (新潟市)、茨城 (かすみがうら市)、埼玉 (川口市)、松本 (松本市)、富士 (富士市)、静岡 (静岡県榛原郡吉田町)、小牧 (小牧市)、京都 (京都府久世郡久御山町)、神戸 (神戸市)、岡山 (岡山市)、和歌山 (和歌山市)、広島 (広島市)、山口 (山口市)、北九州 (北九州市)、大分 (大分市)、長崎 (大村市)、熊本 (熊本市)、宮崎 (宮崎市)、阿久根 (阿久根市)、鹿児島 (鹿児島市)
	プロセス・センター	郡山 (郡山市)、関東 (昭島市、川崎市)、関西 (伊丹市)
株式会社ゼンチク販売	本 業 社 営 業 部	東京都港区港南二丁目5番7号 フードサービス部、外食販売部、業務用販売部 (以上 東京都港区)、西日本販売部 (伊丹市、名古屋市)
スターゼンインターナショナル株式会社	本 社	東京都港区港南二丁目12番32号
スターゼンミートプロセッサー株式会社	本 業 社 営 業 部 工 場	東京都港区港南五丁目1番30号 食肉販売統括部 (東京都港区) 石狩 (岩見沢市)、青森 (三沢市、青森県三戸郡三戸町)、郡山 (郡山市)、阿久根 (阿久根市)、加世田 (南さつま市)
ローマイヤ株式会社	本 社 工 場	栃木県那須塩原市島方457番地4 栃木、ギフトセンター (以上 那須塩原市)
株式会社青木食品	本 社	福島県本宮市荒井字恵向121番地16
スターゼン東京物流センター株式会社	本 社	東京都港区港南五丁目1番30号
サンエフ株式会社	本 社	神奈川県川崎市川崎区東扇島24番地
株式会社丸全	本 社	東京都港区港南二丁目7番19号
株式会社キング食品	本 社	広島県福山市大門町五丁目9番1号

(13) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,314 (1,006) 名	114 (68) 名

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員数を () 外数で記載しておりません。

(14) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	8,596 ^{百万円}
農林中央金庫	5,875
株式会社日本政策金融公庫	5,408
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,564
株式会社みずほ銀行	3,312

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①平成27年4月1日、効率的な営業の拡大を図るため、当社の子会社であるスターゼン販売株式会社とスターゼン広域販売株式会社を合併いたしました。また、合併会社に、当社子会社の株式会社ゼンチク販売のコンビニエンスストア向け販売部門を事業譲渡いたしました。
- ②当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、三井物産株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、同社に対して第三者割当による新株の発行及び自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
 ② 発行済株式の総数 8,775,921株（自己株式626,367株を含む）
 ③ 株主数 18,018名
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社三井住友銀行	324 ^{千株}	3.98%
農林中央金庫	304	3.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	279	3.43
スターゼン社員持株会	237	2.91
株式会社鶉橋興産	234	2.88
三井物産株式会社	221	2.71
クリアストリームバンキングエスエー	210	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	177	2.17
株式会社みずほ銀行	160	1.96
クレディスイスルクセンブルグエスエーカスタマーアセットファンズユーシツツ	160	1.96

- (注) 1. 当社は平成28年3月31日現在、自己株式626,367株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から、自己株式数を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は平成27年6月26日開催の第76回定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で10株を1株にする株式併合及び1,000株を100株にする単元株式数の変更を行いました。

これにより発行可能株式総数は180,000,000株減少し、20,000,000株となり、発行済株式の総数は78,983,295株減少して、8,775,921株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当該事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年2月24日開催の取締役会決議に基づき発行した、130%コールオプション付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は次のとおりであります。

新株予約権の数	4,000個
新株予約権付社債の残高	40億円
目的となる株式の数	本新株予約権に係る本社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数とする
転換価額	4,530円
行使期間	平成27年4月1日～平成32年3月27日
満期償還日	平成32年3月31日

(注) 当社は平成27年6月26日開催の第76回定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合及び1,000株を100株にする単元株式数の変更を実施しました。これにより転換価額は453円から4,530円となっております。

4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鷗橋 誠一	代表取締役会長	ゼンミ食品(株) (株)鷗橋興産 日本食肉流通センター卸売事業協同組合 日本食肉流通センター川崎冷蔵事業協同組合 首都圏食肉卸売業者協同組合 (株)二葉 代表取締役社長 代表取締役 理事長 理事長 理事長 社外取締役
中津濱 健	代表取締役社長	スターゼン販売(株) 代表取締役社長
永野 章	常務取締役 社長補佐	
中井 俊夫	常務取締役 営業本部長	
寺師 孝一	取締役 食品製造本部長	
茂原 馨	取締役	スターゼンミートプロセッサー(株) 代表取締役社長
矢野 勉	取締役	スターゼン販売(株) 取締役副社長
入江 泰明	取締役 営業企画本部長	
鈴木 宏	社外取締役	(株)二葉 (株)ファーストサービス 第一冷蔵(株) 東京定温冷蔵(株) (一社)日本通関業連合会 東京水産ターミナル(株) 代表取締役会長 代表取締役社長 取締役会長 取締役会長 会長 社外取締役
太田 泰介	社外取締役	
染谷 止水	社外取締役	農林中金全共連アセットマネジメント(株) 農中ビジネスサポート(株) 社外監査役 社外監査役
片山 学	監査役（常勤）	

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
北 條 秀 樹	社外監査役（常勤）	
杉 島 光 一	社 外 監 査 役	杉島公認会計士事務所 ヒロセ電機(株) 中越パルプ工業(株) 公認会計士 社外監査役 社外監査役
吉 原 大 吉	社 外 監 査 役	吉原法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役鈴木宏氏、取締役太田泰介氏、取締役染谷止水氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役北條秀樹氏、監査役杉島光一氏、監査役吉原大吉氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成27年6月26日開催の第76回定時株主総会において、茂原馨氏、矢野勉氏、染谷止水氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 平成27年6月26日開催の第76回定時株主総会において、入江泰明氏が取締役に新たに選任され、平成27年7月1日付で就任いたしました。
5. 取締役の善宝俊文氏は、平成27年6月26日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 取締役の太田泰介氏、染谷止水氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役の杉島光一氏は、公認会計士及び税理士として、企業会計及び税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 監査役の吉原大吉氏は、弁護士としての豊富な知識と経験があり、法務に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。上記(注)1.の社外取締役を除く取締役は全員執行役員であります。
- なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりです。

氏 名	役 位	担 当
横田 和彦	常務執行役員	スターゼン販売(株) 取締役副社長
林 育司	執 行 役 員	プロジェクト本部 プロジェクト本部長
定信 隆壮	執 行 役 員	財務経理本部 財務経理本部長
岸 博之	執 行 役 員	企画管理本部 企画管理本部長
西田 啓二	執 行 役 員	スターゼンミートプロセッサ(株) 専務取締役
西村 周司	執 行 役 員	(株)丸全 代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第30条、第41条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取 締 役	11	279
(うち社外取締役)	(3)	(15)
監 査 役	4	33
(うち社外監査役)	(3)	(21)
合 計	15	312

- (注) 1. 取締役のうち、使用人兼務取締役に該当するものは4名であります。
2. 取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第75回定時株主総会決議により、月額25百万円以内(うち社外取締役分1.3百万円以内)(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)と決議されております。
3. 監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第68回定時株主総会決議により、月額4百万円以内と決議されております。
4. 期末現在の人数は、取締役11名、監査役4名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	鈴木 宏	(株)二葉 第一冷蔵(株) 東京定温冷蔵(株)	代表取締役会長 取締役会長 取締役会長	(株)二葉は当社発行済株式の総数(自己株式を除く)の1.2%を保有する株主であるとともに当社グループと同社とは商品保管業務等の取引があります。第一冷蔵(株)は当社発行済株式の総数(自己株式を除く)の0.7%を保有する株主であるとともに当社グループと同社とは商品保管業務の取引があります。当社グループと東京定温冷蔵(株)とは商品保管業務の取引があります。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	鈴木 宏	(株)ファーストサービス (一社)日本通関業連合会 東京水産ターミナル(株)	代表取締役社長 会長 社外取締役
社外取締役	染谷 止水	農林中金全共連アセットマネジメント(株) 農中ビジネスサポート(株)	社外監査役 社外監査役
社外監査役	杉島 光一	ヒロセ電機(株) 中越パルプ工業(株)	社外監査役 社外監査役

(注) 上記社外役員の兼職先である法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 要 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	鈴 木 宏	当事業年度開催の取締役会には12回中11回（出席率91.6%）出席し、企業経営について十分な知識と経験を有しており、大所高所から適切な意見を述べております。
社 外 取 締 役	太 田 泰 介	当事業年度開催の取締役会には12回中12回（出席率100%）出席し、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに経験豊富な経営者としての観点から必要に応じて適切な助言・提言を行っております。
社 外 取 締 役	染 谷 止 水	社外取締役就任後開催の取締役会には9回中9回（出席率100%）出席し、金融機関で培ってきた経験を生かし、適宜質問するとともに客観的な視点から適切な助言を行っております。
社 外 監 査 役	北 條 秀 樹	当事業年度開催の取締役会には12回中12回（出席率100%）出席し、監査役会には8回中8回（出席率100%）出席し、金融機関での業務を通じて培われた知識・見識から客観的な視点で適時適切な助言を行っております。
社 外 監 査 役	杉 島 光 一	当事業年度開催の取締役会には12回中11回（出席率91.6%）出席し、監査役会には8回中8回（出席率100%）出席し、主に公認会計士及び税理士として企業会計及び税務について豊富な知識と経験があり、専門的見地から助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	吉 原 大 吉	当事業年度開催の取締役会には12回中12回（出席率100%）出席し、監査役会には8回中8回（出席率100%）出席し、主に弁護士としての専門的見地から経営判断において適切な助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	58百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他のその必要があると認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が、平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止
(平成28年1月1日から同年3月31日までの3ヵ月間)
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制について

当社は会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するための必要な体制の整備」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議いたしておりますが、平成27年6月9日付で当社グループの内部統制システムの見直しを行い、内部統制システム構築の基本方針を一部改定いたしました。

基本方針は下記のとおりとなっております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及びグループ会社の全役員、社員を対象としたグループ行動規範と行動指針を定めま
 - す。
 - 2) 外部の有識者、専門家を含む委員会を設置しコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告します。
 - 3) 委員会事務局を設置し、コンプライアンスに関する取り組みを横断的に推進、統括しま
 - す。
 - 4) 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査します。
 - 5) 法務上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓
 - 口とするホットラインを設置・運営します。
 - 6) 当社及び当社グループ各社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な
 - 要求に対して断固これを排除し、これらの勢力とは一切関係を持ちません。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 文書管理に関する規程を定めこれに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁
 - 的媒体に記録し、保存します。
 - 2) 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - 1) コンプライアンス、品質管理、与信審査、災害等に係る個別リスクについては、それぞれの
 - 担当部署を定め、規程の制定、研修の実施等を行うものとします。
 - 2) これらを統合して組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク
 - 管理を行います。
 - 3) 新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに担当部署を定めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は年に12回以上の定例取締役会と臨時取締役会を開催し、意思決定を行います。

- 2) 執行役員制度により取締役会の決定に基づく業務執行の責任を明確にするとともに、迅速かつ的確に執行します。また年12回以上の執行役員会を開催し、業務執行の円滑化を図ります。
- 3) 計画・実績会議の定時開催により、関係会社各社の計画の検討、実績の分析、業務進捗報告及び製造販売のすり合わせを行います。
- 4) 加工食品工場長会議、食肉生産工場会議を定時開催し、工場間での実績の分析、改善方法を検討します。
- 5) 農場会議を定時開催し、経営状況を確認し、出荷状況ならびに出荷予定を分析し、工場の稼働率向上を図ります。
- 6) 中期経営計画と年次計画を策定し、計画・実績会議で業績管理を行います。
- 7) 日常業務管理は個別権限管理基準、業務決裁・報告基準により執行します。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) グループ会社の管理に係る規程を定め、グループ各社の担当部署を定めるとともにグループ会社との協議事項を定めます。
 - 2) 必要に応じて当社役員、社員をグループ会社の役員、経理責任者等として派遣し業務を管理します。
 - 3) 当社の内部監査部署は、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項とその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査役（会）が補助人を求めた場合は、内部監査部署の社員が協力するものとします。
 - 2) その場合、該当する内部監査部署の社員の人事事項に関しては監査役（会）と意見交換するものとします。
 - 3) 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からの指揮命令は受けないこととします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役（会）と協議のうえ、取締役及び社員が監査役（会）に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する体制を整備します。
また、取締役は、財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、業務執行確認書を監査役会に提出します。
 - 2) 当社及び子会社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役（会）の求めに応じて、代表取締役との意見交換会を設定します。
 - 2) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、適切な予算を確保するとともに、当該監査役職務に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

①コンプライアンス体制

- 1) 取締役会において重要な議案を審議・決定するとともに、取締役会の決定に基づく業務の執行については、執行役員会を活用し、迅速かつ的確に実施しました。
- 2) 部門横断的な計画・実績会議の開催により、進捗管理や実績分析を行うとともに、課題解決に向け、グループ全体で取り組みました。
- 3) 日常業務管理は業務決裁・報告基準に基づき、委譲された権限の中で迅速に対応しました。

②コンプライアンスに係る取り組みの状況

- 1) 経営トップおよび外部の有識者、専門家を含む委員で構成されたコンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス活動の方針や施策の適切性について審議致しました。
- 2) 当社グループの遵法精神の確立に向けて制定している行動指針と行動規範を徹底させるために朝礼での全員唱和やコンプライアンス研修を実施しました。
- 3) 法務上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓口とするホットラインを設置・運営しました。

③損失の危険の管理に対する取り組みの状況

当社の業務に係わるリスクの軽減を目的にリスク管理規程に従いリスク管理委員会を中心として、グループ全体のリスク管理運営を行いました。

④監査役の監査の実効性を確保する体制について

監査役への報告および情報提供を行うとともに、内部監査部署との連携により監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

(3) コーポレートガバナンスの強化

当社は、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定により、持続的な成長と企業価値の向上を図るべく、「コーポレートガバナンス基本方針」に基本事項を定め、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う取締役会には、当社の独立性基準を満たした社外取締役が複数名おり、社外の意見を当社の経営方針に適切に反映させる体制を整えています。

また、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、職務執行状況等の監査を実施しています。

さらに、執行役員制度により迅速な意思決定を図り、指名委員会、報酬委員会といった任意の委員会の設置により経営の透明性の確保に努めています。

以 上

(注) 事業報告は次のように記載しております。

1. 記載金額、株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	64,816	流 動 負 債	40,637
現金及び預金	12,689	支払手形及び買掛金	12,889
受取手形及び売掛金	27,274	短期借入金	9,885
商品及び製品	18,001	1年内返済予定の長期借入金	8,720
仕掛品	289	リース債務	387
原材料及び貯蔵品	1,922	未払法人税等	1,254
繰延税金資産	770	賞与引当金	1,234
その他	3,916	その他	6,265
貸倒引当金	△47	固 定 負 債	28,894
固 定 資 産	39,586	社債	4,400
有 形 固 定 資 産	28,034	転換社債型新株予約権付社債	4,000
建物及び構築物	12,237	長期借入金	16,297
機械装置及び運搬具	4,316	リース債務	894
土地	10,028	退職給付に係る負債	1,834
リース資産	1,213	その他	1,467
その他	238	負 債 合 計	69,532
無 形 固 定 資 産	388	純 資 産 の 部	
のれん	67	株 主 資 本	33,874
リース資産	4	資 本 金	9,899
その他	316	資 本 剰 余 金	9,851
投 資 そ の 他 の 資 産	11,162	利 益 剰 余 金	15,503
投資有価証券	8,940	自 己 株 式	△1,380
賃貸不動産	1,407	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,022
長期貸付金	91	その他有価証券評価差額金	1,198
繰延税金資産	81	繰延ヘッジ損益	△51
その他	798	為替換算調整勘定	△53
貸倒引当金	△157	退職給付に係る調整累計額	△71
繰 延 資 産	43	非 支 配 株 主 持 分	17
社債発行費	43	純 資 産 合 計	34,914
資 産 合 計	104,446	負 債 ・ 純 資 産 合 計	104,446

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			303,402
売上原価			278,462
売上総利益			24,940
販売費及び一般管理費			21,025
営業利益			3,914
営業外収益			
受取利息		37	
受取配当金		80	
不動産賃貸料		476	
受取保険金及び配当金		187	
受持分貸倒引当金の戻入		1,242	
その他		11	
営業外費用		337	2,373
支払不動産賃借料		402	
支払利息		180	
支払費用		16	
その他		127	
特別利益			726
特別利益			5,561
固定資産売却益		42	
補助金収入		536	578
特別損失			
固定資産売却損		112	
固定資産除却損		80	
減価償却損		4	
和解金		100	297
税金等調整前当期純利益			5,842
法人税、住民税及び事業税		1,895	
法人税等調整額		147	2,042
当期純利益			3,800
非支配株主に帰属する当期純利益			3
親会社株主に帰属する当期純利益			3,796

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	30,180	流 動 負 債	17,432
現金及び預金	9,984	買掛金	635
売掛金	1,877	短期借入金	7,126
商品及び製品	510	1年内返済予定の長期借入金	7,581
仕掛品	0	リース債	5
材料及び貯蔵品	702	未払金	1,621
前払費用	240	未払費用	71
繰延税金資産	74	未払法人税等	69
短期貸付金	14,890	賞与引当金	158
未収金	952	その他の負債	163
貸倒引当金	△15	固 定 負 債	21,448
固 定 資 産	38,007	社債	4,400
有 形 固 定 資 産	12,573	転換社債型新株予約権付社債	4,000
建物	5,919	長期借入金	11,081
構築物	298	長期預り金	190
機械及び装置	1,556	リース債	10
車両運搬具	3	長期未払金	239
工具、器具及び備品	63	長期前受収益	21
土地	4,718	退職給付引当金	1,242
リース資産	14	資産除去債	223
無 形 固 定 資 産	19	その他の負債	39
ソフトウェア	10	負 債 合 計	38,881
リース資産	0	純 資 産 の 部	
その他の資産	8	株 主 資 本	28,202
投 資 そ の 他 の 資 産	25,413	資 本 金	9,899
投資有価証券	3,776	資 本 剰 余 金	11,086
関係会社株	18,097	資 本 準 備 金	5,832
出資	35	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,253
長期貸付金	2,200	利 益 剰 余 金	8,596
貸付不動産	1,249	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,596
差入保証金	172	別 途 積 立 金	4,560
繰延税金資産	290	繰 越 利 益 剰 余 金	4,036
貸倒引当金	63	自 己 株 式	△1,380
繰延債発行費	△472	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,148
資 産 合 計	68,231	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,148
		純 資 産 合 計	29,350
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,231

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			20,075
売上原価			14,973
売上総利益			5,101
販売費及び一般管理費			3,221
営業利益			1,879
営業外収益			
受取配当金		479	
受取資産の賃借料		106	
受取資産の他		1,407	
営業外費用		318	2,311
支払債権の利息費用		238	
支払債権の他		26	
支払債権の他		946	
支払債権の他		27	1,239
特別利益			2,951
固定資産売却益		39	
補助金収入		29	
特種消滅差益		31	100
特別損失			
固定資産売却損		112	
固定資産除却損		24	
減価償却損		126	
関係会社株式評価損		2,124	
関係会社清算損		68	2,456
税引前当期純利益			596
法人税、住民税及び事業税		96	
法人税調整額		△84	12
当期純利益			584

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 聡	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 剛 樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターゼン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターゼン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

スターゼン株式会社 監査役会

常勤監査役	片山	学	Ⓜ
常勤監査役	北條	秀樹	Ⓜ
監査役	杉島	光一	Ⓜ
監査役	吉原	大吉	Ⓜ

尚、監査役北條秀樹及び杉島光一並びに吉原大吉は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の期末配当金については、株主様への安定した配当を継続する方針であります
が、第77期の連結業績は昨年度に引き続き過去最高の売上高、経常利益、親会社株主
に帰属する当期純利益を更新したことから、前期末配当より10円増配することとし、
1株につき90円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金90円

なお、この場合の配当総額は733,459,860円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

将来の機動的かつ柔軟な資本政策の実施が可能となるように、現行定款第5条の発行
可能株式総数を2,000万株から2,200万株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>2,000</u> 万株とする。	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>2,200</u> 万株とする。
第6条～第49条 (条文省略)	第6条～第49条 (現行どおり)

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よこ た かず ひこ 横田和彦 (昭和39年3月18日生) <新任>	昭和61年4月 当社入社 平成11年3月 当社藤沢営業所 所長 平成18年2月 当社量販事業部 部長 平成22年10月 スターゼン広域販売(株) (現スターゼン販売(株)) 代表取締役社長 平成25年4月 当社執行役員 スターゼン広域販売(株) (現スターゼン販売(株)) 代表取締役社長 平成27年4月 当社常務執行役員 スターゼン販売(株) 取締役副社長 平成28年4月 当社上席執行役員 スターゼン販売(株) 取締役副社長 (現任)	1,100株
2	まつ おか まさ や 松岡昌哉 (昭和34年2月7日生) <新任> <社外>	昭和56年4月 三井物産(株)入社 平成6年1月 第一プロイラー(株) 社長室長 平成10年3月 米国三井物産(株)ニューヨーク本店 食料部長 平成14年3月 三井物産(株) 飼料畜産部飼料原料室長 平成21年8月 日本配合飼料(株) (現フィード・ワン(株)) 常務執行役員 管理本部長 平成23年4月 同社 専務執行役員 飼料事業本部長 平成28年4月 三井物産(株) 理事 食料本部長補佐 (現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由について

- ①横田和彦氏は、当社における販売会社での責任者としての経験があり、加えて大手量販店への営業を通じて得た経験・知識を持ち合わせており、取締役として適任と判断したためであります。
- ②松岡昌哉氏は、三井物産(株)で飼料・畜産事業に従事し、見識があり経験が豊富で、社外取締役として適切な意見を受けられると判断したためであります。

3. 松岡昌哉氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

松岡昌哉氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項ならびに当社定款第30条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としております。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	北 條 秀 樹 (昭和28年3月3日生) ＜社外＞	昭和50年 4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成13年 4月 (株)三井住友銀行 企業情報部長 平成14年 10月 大和証券エスエムビーシー(株)(現大和証券キャピタル・マーケッツ(株)) 企業提携部部付部長 平成16年 12月 トレックス・セミコンダクター(株) 管理本部 総務部長 平成24年 6月 当社社外監査役(現任)	0株
2	岸 博 之 (昭和32年10月17日生) ＜新任＞	昭和56年 4月 雪印食品(株) 入社 平成14年 8月 (株)富士通総研 研究開発部 上級研究員 平成15年 7月 当社入社 平成19年 3月 当社販売推進部長 平成24年 10月 (株)ゼンチク物流(現サンエフ(株)) 代表取締役社長 平成26年 1月 (株)システム・サービス・センター 代表取締役社長 平成27年 4月 当社執行役員 企画管理本部 本部長 平成28年 4月 当社執行役員 業務本部 本部長(現任)	340株
3	山 本 麻 記 子 (戸籍上の氏名： 安川 麻記子) (昭和46年5月29日生) ＜新任＞ ＜社外＞	平成7年 7月 TMI総合法律事務所 入所 平成11年 4月 最高裁判所 司法研修所 平成12年 10月 東京弁護士会登録 平成17年 9月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所(ロンドン) 平成18年 9月 TMI総合法律事務所 平成24年 2月 英国弁護士ソリシタ資格登録 平成24年 6月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所(ロンドン) 平成26年 9月 TMI総合法律事務所(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	小越信吾 (昭和57年5月16日生) <新任> <社外>	平成17年4月 中央青山監査法人(現みずぎ監査法人)入所 平成19年7月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 平成27年7月 小越信良税理士事務所(現税理士法人小越会計) 平成27年11月 税理士法人小越会計 代表社員(現任)	0株

- (注) 1.各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2.北條秀樹氏、山本麻記子氏及び小越信吾氏は、社外監査役候補者であります。また、山本麻記子氏及び小越信吾氏は(株)東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。
- 3.山本麻記子氏は戸籍上の氏名は安川麻記子であります。職務上使用している氏名で表記しております。
- 4.社内監査役候補者とした理由
岸博之氏につきましては、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しており、監査役に適任と判断したためであります。
- 5.社外監査役候補者とした理由
社外監査役候補者の3氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、以下の理由で候補者といたしました。
- ①北條秀樹氏につきましては、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社社外監査役としてチェック・助言を期待できると考えております。
- ②山本麻記子氏につきましては、弁護士としての専門的見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
- ③小越信吾氏につきましては、公認会計士と税理士の資格を有し、財務および会計に精通しており監査役としての職務を適切に遂行することができるものと期待しております。
- 6.社外監査役候補者の在任期間について
北條秀樹氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 7.監査役との責任限定契約について
当社は現在、会社法第427条第1項ならびに当社定款第41条の規定に基づき、北條秀樹氏と同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岸博之氏、山本麻記子氏および小越信吾氏が選任された場合は、当社は3氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第75回定時株主総会において、月額250万円以内(うち社外取締役分1.3百万円以内、使用人兼務取締役の使用人給与とは含まない)とご承認いただいております。

しかしながら、第76回定時株主総会にて3名の取締役を増員、さらに本総会第3号議案

で取締役2名の増員をお諮りすることで、合計5名の増員となる予定であり、加えて経済情勢も変化していることや、今後もコーポレートガバナンスの強化や事業領域の拡大のために、社内外から見識ある人材を取締役に登用する等の可能性を考慮して、取締役の報酬額を月額35百万円以内（うち社外取締役分2百万円以内）に変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

また、現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決された場合は13名（うち社外取締役は4名）となります。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成19年6月28日開催の第68回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成25年6月27日開催の当社第74回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成28年6月30日までに開催予定の第77回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更するとともに「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）として継続することを決定しておりますので、本プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現プランからの変更は、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に大きな変更はございません。

I. 本プラン継続の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み）

1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入され、継続してきた現

プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えたものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該所有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会委員である社外監査役の北條 秀樹氏は、本プランへの継続後も引き続き独立委員会委員として就任予定であり、新たに多田 敏明、小越 信吾の両氏が就任の予定であります。多田 敏明氏は現在当社のコンプライアンス委員会委員を務めており、小越 信吾氏は本株主総会第4議案において社外監査役の候補者であります。（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模

買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記（1）、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様

の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買

付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様が判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を行うことにより大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記（1）で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ①真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買

付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後経営方針が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑨大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でな

いと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限、廃止及び修正・変更

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月30日までに開催される当社第80回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

II. 補足説明

1. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものと考えております。

なお、上記 I.5 において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅰ. 1「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

（3）株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 I. 5「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。また、その判断の概要については株主の皆様に適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

北條 秀樹 (ほうじょう ひでき)

(生年月日) (昭和28年3月3日)

(略歴)

昭和50年4月 (株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
 平成13年4月 (株)三井住友銀行企業情報部長
 平成14年10月 大和証券エスエムビーシー(株) (現大和証券キャピタル・マーケット(株))
 企業提携部付部長
 平成16年12月 トレックス・セミコンダクター(株)管理本部総務部長
 平成24年6月 当社社外監査役 (現任)

多田 敏明 (ただ としあき)

(生年月日) (昭和43年7月28日)

(略歴)

平成8年4月 弁護士登録
 平成8年12月 日比谷総合法律事務所 入所
 平成13年7月 Weil,Gotshal&Manges法律事務所 ニューヨーク事務所
 平成14年9月 日比谷総合法律事務所 (現任)

小越 信吾 (おごし しんご)

(生年月日) (昭和57年5月16日)

(略歴)

平成17年4月 中央青山監査法人 (現みすず監査法人) 入所
 平成19年7月 新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人)
 平成27年7月 小越信良税理士事務所 (現税理士法人小越会計)
 平成27年11月 税理士法人小越会計 代表社員 (現任)

以上

上記各独立委員予定者と当社の間には特別な利害関係はありません。

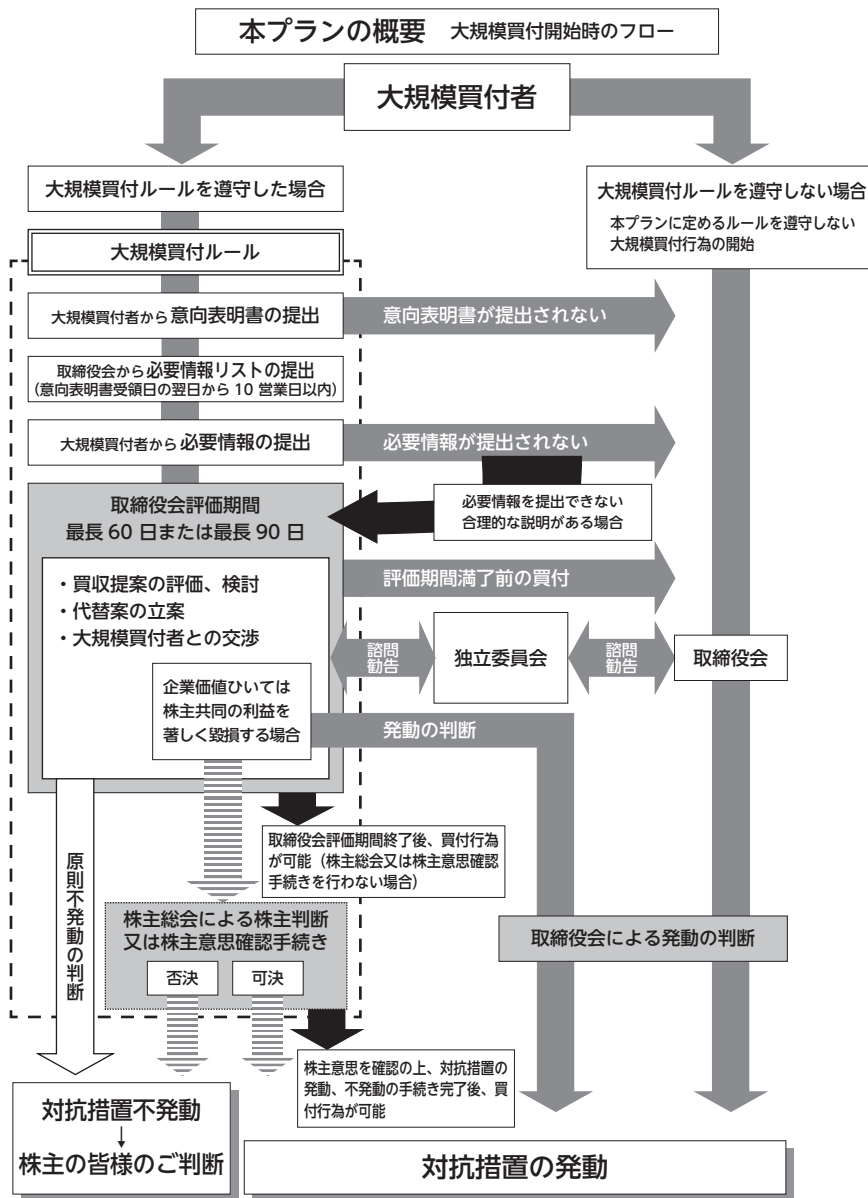
新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

当社の、本年の株主優待及び株主優待サービスについて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主優待及び株主優待サービスの目的

一般消費者でもある株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社グループ製品への認識、志向を高めていただき、当社株式の中長期的な保有につながる魅力あるものにするを目的としております。

2. 株主優待品の贈呈について

- (1) 対象株主 本年3月31日現在の株主名簿に記載された100株（1単元）以上の株式を所有する株主様
(2) 優待品

①所有株式数が100株以上500株未満の株主様	3,000円相当の当社グループ製品
②所有株式数が500株以上1,000株未満の株主様	5,000円相当の当社グループ製品
③所有株式数が1,000株以上の株主様	10,000円相当の当社グループ製品

- (3) 贈呈時期

毎年1回 株主総会終了後（本年は6月29日）に発送の決議通知書に同封の「優待品申込書」にお届先などの必要事項をご記入のうえ、7月15日までに返送いただきますと、7月下旬から順次優待品をお届けいたします。

3. 株主優待サービス（ギフトのご案内）（年2回）

- (1) 対象株主

- ①本年3月31日現在の株主名簿に記載された100株（1単元）以上の株式を所有する株主様
②本年9月30日現在の株主名簿に記載された100株（1単元）以上の株式を所有する株主様

- (2) 優待ギフト

- ①中元ギフトを通常販売価格の20%割引（送料無料）にてご案内いたします。
②歳暮ギフトを通常販売価格の20%割引（送料無料）にてご案内いたします。

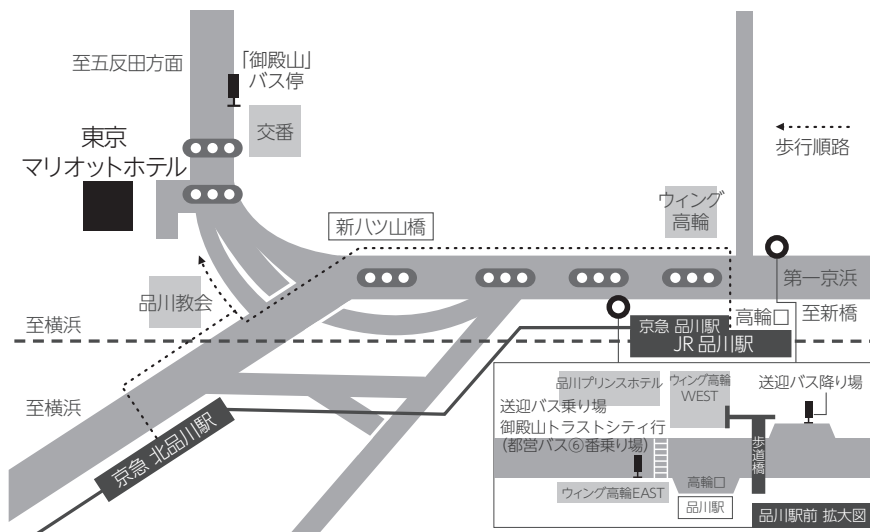
4. 株主優待サービス（ローマイヤおせちの予約割引販売）数量限定販売

- (1) 対象株主 本年9月30日現在の株主名簿に記載された100株（1単元）以上の株式を所有する株主様
(2) 優待割引 ローマイヤ株のおせちを通常販売価格の20%割引（送料無料）にてご案内いたします。
(3) ご案内時期 「歳暮ギフトご案内」（11月初旬発送予定）に同封いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ボールルーム
電話 (03) 5488-3911 (代表)



●交通

(都営バス)

- JR品川駅(高輪口)発 御殿山トラストシティ行 約5分(無料)

※バス乗り場: 品川駅高輪口(西口)ウイング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場

- JR五反田駅(東口)発 品川駅行 約8分 御殿山下車、徒歩1分

(徒歩)

- JR品川駅高輪口より五反田方向へ徒歩約10分
- 京浜急行北品川駅より五反田方向へ徒歩約5分

<お願い> 駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

